

平成15年度第1回食品安全対策協議会

日 時：平成15年7月25日(金) 14:00～16:00

場 所：ハートフルスクウェア G 大研修室

議 題 「食の信頼と安心を回復するためには」～安心を与える食の表示とは～
出席者 消費者代表4名、生産者代表4名、流通業者代表3名、学識経験者2名
(事務局他関係者19名、一般公聴者17名)

主な発言要旨 (要約)

○金田事務局長挨拶

- ・厚生労働省と農林水産省で制度的に分かれた法体系の中で、十分とはいえないかもしれないが、法改正等もあり連携が進められている。
- ・昨年度の協議会においては、消費者、生産者、流通業者のそれぞれの立場から本音の意見交換ができたと思う。
- ・昨年度は、農薬を中心に話しあったが、今回は昨年度の積み残しということで、岐阜県独自の表示について取り上げたい。
- ・生産者の顔の見える、安心して買える、消費者から選ばれる食品表示について検討したい。統一のものではなく、生産者の個性・特性のあるものでいいと思う。
- ・今年もよろしくお願ひしたい。

○座長 (杉山学長)

- ・昨年8月に協議会が発足し、食品の安全安心に関する行政への提言を行ってきたところである。
- ・今、食の安全に対する感心がやや薄れかけてきている観があるが、原点に立ち返って考える必要がある。
- ・食品安全基本法ができ、内閣府に食品安全委員会が設置された。縦割り行政の日本において横のつながりを重視した画期的なことといえるので、今後に期待している。
- ・当協議会でも、こうした現状も踏まえて考えていきたいので、活発な議論をお願ひしたい。
- ・今年度も、昨年度に引き続き「食の信頼と安全を回復するためには」をテーマに、本日は「岐阜表示モデルについて」と「消費生活アドバイザー、食品安全モニター、食品表示ウォッチャーの連携について」の2つの議題で進めたいと思う。
- ・まず、事務局から表示岐阜モデルに関する最新の動きについて説明願ひたい。

○事務局 (小川食品安全対策室長)

- ・岐阜表示モデルの概念は、昨年度からお示ししているとおりであり、生産者、JA、販売者、県がそれぞれの役割分担のもとに作りあげるものである。
- ・先般、第1号としてバロー大垣南店において、飛驒のほうれんそうの表示が始まったところである(スライドで店頭表示の様子を紹介)。飛驒のほうれんそうを表示モデル1号として取り上げた理由は、次の4点である。

① ぎふクリーン農業による生産を行っていること。

ぎふクリーン農業は出荷団体単位で認証を受けており、一定の栽培基準の下で生産され、生産履歴等に係わる記帳が実施されている。

② 残留農薬検査により安全確認がされていること。

③ JA 及び県のホームページによる情報公開が可能であること。

ただし、JA の HP については現在、作業中につき非公開。

④ 比較的長期にわたって生産販売されること。

表示岐阜モデルの初回取り組みとして、検討が行いやすい。

・表示項目については、次の5項目を必須項目とし、それ以外は任意の表示と考えているが、表示項目にとらわれ過ぎず柔軟に運用したいと考えている。

① 農産物の名称

② 産地・生産者名（団体名）

③ 生産者の写真

④ 県及びJAのホームページのアドレス

（今回はJAのHPが準備中のため、暫定的に未記載とした。）

⑤ 「表示岐阜モデル」のシステムに基づいて作成されている旨の記述

・これを足がかりに、消費者に安心を提供できる表示のありかたについて議論していただきたい。

○座長（杉山学長）

それでは、まず初めに、POP表示作成のもととなるホームページを開設しているJAの方から、現在の問題点や御苦勞されている点についてお聞かせ願いたい。

○JA全農岐阜（加藤営農対策室長）

・現在のPOP表示については、内部で検討した中では、以下の点が検討項目としてあがっている。

①消費者にとって、面白味があるか。

②内容を定期的に更新したほうがいいのではないか。

③食品の機能性について表示してはどうか。

（法的な問題もあるかもしれないが）

・JAにおける取り組みを紹介したい。

①JAでも安心安全推進本部を県下12JA全てに設置して取組みを強化し、基準の遵守や記帳の推進に努めている。

②チラシによる広報も行い、意識が低下しないようにしている。

③JAホームページ紹介

岐阜の紹介・・・県下5地域ごとの農産物紹介

クリーン農業・・・クリーン農業の特徴等紹介

農産物ごとの紹介・・・ひとまず「岐阜市のほうれんそう」と「本巢のいちご」で試行的に紹介

※ 栽培暦、生産者から一言、生産者写真、残留農薬検査結果等を公開

・生産情報を情報公開する上での課題

農薬名を全て公開するとカタカナ名ばかりで、一般の人に理解できるのか、全ての情報をそのまま公開することが、消費者に親切な情報といえるのか

という疑問がある。J A内部でも意見が分かれているところであり、この場で意見をお聞かせ願えれば幸いである。

○座長（杉山学長）

それでは、次に生産者の代表である清水さん、いかかでしょうか。

○飛騨美濃特産名人（ほうれんそう）（清水 久男）

- ・ J A全農岐阜のHPは今回初めて見た。
- ・ 私たちのほうれんそうは、クリーン農業の認証をとって、記帳を行っている。農薬の名前、使用日、回数、ハウスなど、また、肥料についても同じ場所で5作しているので、1作目、2作目と全て記帳し、組合に提出している。
- ・ 取り組みを始めてからまだ日が浅いが、データが集まればホームページにも載せたいと思っている。

○座長（杉山学長）

トマトの生産である中野さんは、いかかでしょうか。

○飛騨美濃特産名人（トマト）（中野 俊一）

- ・ 昨年からはクリーン農業に取り組んでいる。
- ・ 防虫ネットの使用で4mm以上の虫は入らないので、農薬の使用量は減っている。受粉に使うマルハナバチは農薬に弱いので、あまり使えない。ハチは外に出さない、害虫は入れないということに注意している。
- ・ 消費者に喜んでもらえるものをつくるよう努力している。
- ・ 夏秋トマトは、飛騨のほか、東濃、郡上も含めて全県下で取り組みを行っている。

○座長（杉山学長）

それでは、実際に表示岐阜モデルによる表示をさせていただいているバローさん、いかがですか。

○（株）バロー（安藤商品部次長）

- ・ 表示をはじめてまだ数週間ですので、お客さんの反応はこれからだと思う。
- ・ 表示についての問題点としては
 - ①クリーン農業の認証をとっている農産物は市場にでていても、販売店での表示ができていない、ホームページでの紹介も遅いなど、PR不足である。
 - ②ほうれんそうだけでなく、ホームページの整備がされていないものでも、どんどんPOP表示していったほうがいい。第1段階としては、とりあえず表示を始めて、ホームページが整備されれば最終的にはそれを取り入れて完成させればよい。
 - ③トマトは、箱にはクリーン農業のマークがあるが、小分けされたとき、表示はどうするかという問題がある。
- ・ 情報提供のあり方については、J Aのホームページで取り組んでいる方法を望んでいる。まず、公開するところからスタートして、内容については見直していけばいい。
- ・ 残留農薬の検査結果については、今7月だが、ホームページには12月の検査結果が載っている。同じ作型の検査結果を載せる努力をお願いしたい。

○座長（杉山学長）

流通業者であるカネ井青果さんは、いかがでしょうか。

○カネ井青果（株）（長谷川 貴之）

- ・ほうれんそうは、クリーン農業の表示がしっかりしているのでよいが、他の農産物では表示が不徹底なものもある。仲卸業者としては、表示のあるものとならないものを分別して取り扱うには難しい面もある。JAの方から、そういう点について指導していただければと思う。

○座長（杉山学長）

イトーヨーカ堂さんでは、独自のPOP表示に取り組んでおられるようですが、いかがでしょうか。

○（株）イトーヨーカ堂（鈴木 弘）

- ・クリーン農業については興味を持っているが、本社の方針で表示しないことにしている。この取り組みについては理解している。
- ・POP表示では、15文字以内でないと消費者は読まない。短い文章で、誤解のないようにどう表示するかが問題である。
- ・詳しい内容を表示すると、揚げ足を取られやすい。消費者から細かい質問をされても販売店では、なかなか答えられない。
- ・POP表示もデジタル化されてきている。

○座長（杉山学長）

そもそもPOP表示とは、どんな意味ですか。

○事務局（小川食品安全対策室長）

ポイントオブパーチャス（point of purchase）で、購買時点での表示ということです。

○座長（杉山学長）

さて、JAや流通販売時点での御苦労などについて話を伺いましたが、生協さんのご意見はいかがですか。

○岐阜県生活協同組合連合会（吉田専務理事）

- ・この岐阜表示モデルの取り組みについては、積極的に評価する。
- ・確かに消費者の食の安全に対する関心は低下してきているようだ。安全、安心が回復しつつある反映かもしれない。
- ・実際にホームページを見る人は少ないかもしれないが、そういうシステムを確立して、心配な人は見ることができるということが、安心につながると思う。
- ・課題としては、
 - ①どこまで拡大していけるのか。
 - ②他県産、輸入品が相当量ある中で、表示岐阜モデルがどこまで通用するのか。
 - ③POP表示の内容に、「化学合成農薬に頼らない病害虫防除」というのがあるが、それを表示することによって、表示していない他の農産物に対する不安感をあおる懸念があるのではないか。
- ・こうした課題を考慮した上で、取り組みを広げていきたい。消費者（組合員）にもそれを利用するように広めていきたい。

○座長（杉山学長）

消費者代表の方々は、午前中に実際の表示をご覧になったようですが、そのあたりも含めいかがでしょうか。

○岐阜県生活学校連絡協議会（田中 露美）

- ・こうしたPOP表示が増えていけば、それを見て安心して買えるようになると思う。
- ・販売店の方には、表示の置き方について、ぜひ見やすい配置を工夫してほしい。特に、クリーン農業のマークは下の方過ぎて見にくいと思う。

○岐阜県消費生活研究会（松原会長）

- ・クリーン農業は、知らない人が多いので積極的にPRしていくべきと思う。知っている人は安心して購入することができる。
- ・パッケージの裏に、調理方法が書いてあるものがあるが、良いアイデアだと思う。
- ・この時期、キャベツやトウモロコシがたくさん出回っているが、残留農薬が心配である。

○岐阜県生活改善協議会（辻会長）

- ・クリーン農業は、どれだけの人が知っているのか疑問である。
- ・消費者は、安いものを買う傾向がある。
- ・細かい表示があってもあまり読まないの、目に付くマークを表示するようにして、憶えてもらったほうが良い。

○座長（杉山学長）

- ・岐阜県では、地産地消を進めている。
- ・どの時期にどこで、どんな農産物が採れるのか、花暦みたいな暦を作ってもらえると良い。JAさんをお願いして、ホームページに載せて、生産の苦労とか、供給までのいろいろな情報が入ると良い。
- ・委員の方、何か補足することはありますか。

○（株）バロー（安藤商品部次長）

- ・クリーン農業の表示マークの配置について補足説明をすると、一つの販売コーナー全てがクリーン農業の認証を受けた農産物というわけではないので、中央にマークを置くことはできないという事情がある。
- ・クリーン農業の認証マークの表示板の形とか、立てにくいという問題もあるので、改善してもらえればと思う。

○岐阜県栄養士会（上田副会長）

- ・クリーン農業の農産物の販売コーナーができて、表示で確認できるようになってきたが、まだまだ少ないので、普及していくべきである。
- ・理解できる消費者を育成していくことも必要と思う。

○座長（杉山学長）

今後の取組みについては、JAさん、いかがでしょうか。

○JA全農岐阜（加藤営農対策室長）

- ・クリーン農業は現在47品目で、生産量もだんだん増えてきている。
- ・生産者も記帳や残留農薬検査など、費用や労力の負担が大きくなっているが、努力している。
- ・ご意見をいただいたことについては、改善できることはさっそく取組みたいと考えている。

○座長（杉山学長）

- ・今回のほうれんそうが第1号ということなので、順次拡大していければと思う。
- ・安心して買える表示、表示の場所、マークの普及などいろいろ意見がでたが、ほかに追加意見はありませんか。

○岐阜県生活協同組合連合会（吉田専務理事）

- ・上田副会長の発言の中に、こうした取組みを理解できる消費者を育成するという話が出たが、生協では食品表示ウォッチャーの養成を進めている。
- ・この取組みを、この協議会の中だけでなく、販売の現場とどう連動、連携していくかが大切である。

○座長（杉山学長）

ただいま連携という言葉があったが、2つ目の議題として、消費生活アドバイザー、食品安全モニター、食品表示ウォッチャーの連携があがっている。これについて、事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局（小川食品衛生対策室長）

- ・昨年度第3回協議会で、連携の話がでており、県庁内でも関係各課室の会議でも話題になったところである。
- ・食品安全モニターは今年度養成中であり、来年度に向けて既存のアドバイザー、ウォッチャーとの連携について課題としていきたい。

○座長（杉山学長）

- ・委員の方、何か意見はありませんか。

○岐阜県消費生活研究会（松原会長）

- ・クリーン農業の認証農産物は朝市でも販売していて、マークの付いたものはよく売れているようである。JAでも積極的にPRしてほしい。

○座長（杉山学長）

- ・市町村との連携についても、ぜひ進めていただきたい。本日は岐阜市の方も行政関係者としておみえですが、岐阜市のお考えはどうですか。

○岐阜市保健所（長屋参事兼食品保健室長）

- ・岐阜市でも、14年3月に食の安全についての本部を立ち上げたところである。
- ・岐阜市独自の取り組みも進めながら、基本的スタンスとしては県と足並みをそろえて県下の食の安全確保を推進するつもりである。

○座長（杉山学長）

クリーン農業を担当している農林水産政策室の方から何かありませんか。

○農林水産政策室（橋詰技術課長補佐）

クリーン農業の現状を紹介したい。

- ・作付け面積は2,512ha（全体55,200haの4.6%）

- ・米が65%と多いが、野菜も増えつつある

トマト 360ha（6割）

ほうれんそう（25%）

- ・供給量が少なかったのが目に付きにくい現状があったが、今後は増えていくと思う。

- ・販売店でのクリーン農業の表示は、バロー鏡島店が第1号である。

○座長（杉山学長）

- ・地産地消を進める上で、朝市や道の駅での販売や表示を推進するのも一つの方法と思う。
- ・ほかに意見はありませんか。

○飛騨美濃特産名人（トマト）（中野 俊一）

- ・生産者としては、今までのように新鮮な野菜、緑の畑といった「みどり」を提供するだけでは、消費者は満足しなくなっている。BSE、偽装表示など食品に関する問題が発生する中で、数字を出すという提案をもらったと考えている。
- ・農薬イコール悪だとか、毒という考えをされることが多いが、そうではない。安全性については何重にもチェックされた上で使用が認められているもので、必要なものを必要なだけ使うということで、薬と同じと理解してほしい。
- ・生産者も勉強しているので、消費者の方にも、ぜひ農薬の勉強をしてほしい。
- ・作った農産物を消費者の方に胸を張って届けたいと思っている。

○飛騨美濃特産名人（ほうれんそう）（清水 久男）

- ・クリーン農業の認証を取るために相当勉強した。
- ・販売店の方もクリーン農業のために協力してほしい。

○座長（杉山学長）

- ・これから、どう普及していくかが課題と思う。
- ・公聴していただいている一般の方からご意見はありませんか。

○公聴者 1

- ・POP表示は、子供でもわかる内容にしてほしい。矢印で示すとか、※べと病や天敵などは写真をつけるとか工夫してほしい。
- ・子供たちは育っていけば、強い味方になるはずである。

※POP表示の中で、「化学合成農薬に頼らない病害虫防除」の内容として、「べと病に強い品種の導入により、防除を減らす。」記載がある。べと病とは、ほうれんそうの病気で、下葉の表面に黄白色の斑点が生じ、ひどくなると葉全体が黄白色になって枯れる。

○座長（杉山学長）

たいへん良い意見をいただき、ありがとうございます。

○公聴者 2

- ・消費者は食について不安をたくさん持っている。
- ・クリーン農業の認証をとった農産物がどこで買えるかなど、情報が少ない。クリーン農業のマークはあまり見たことがない。
- ・良い取り組みをしても、消費者に伝わっていない。口コミで伝えていくことも可能なので、どんどん情報提供してほしい。
- ・販売店は、販売員の教育をして、消費者の質問にも答えられるようになってほしい。

○農林水産政策室（橋詰技術課長補佐）

- ・クリーン農業の認証をとった農産物が、どこで買えるかについては県のホームページで紹介している。

○公聴者 3

- ・ホームページをどれだけの人が見ているか考えてほしい。ホームページを見ろというのは不親切ではないか。新聞やイベントでの広報など他の方法も考えるべきである。

○農林水産政策室（橋詰技術課長補佐）

- ・例としてホームページを挙げただけで、岐阜放送の番組やJAの産業祭、農業フェスティバルなど、様々な機会をとらえてPRしているのでご理解いただきたい。

○座長（杉山学長）

- ・生産者からは自信の持てる農産物を生産する努力をしているというご意見があり、行政でも表示岐阜モデルのような取り組みを全国に先駆けて始めている。こうした動きを県民が育てていくことが大切である。
- ・今日の協議会で、いろいろな指摘や意見をいただいたので、これを参考にまた進めていければと思う。
- ・議論の方はこれくらいにして、ほか事務局の方から何かありますか。

○事務局（小川食品安全対策室長）

- ・子供でもわかりやすい表示との意見をいただいたが、今年度から消費者教育の一環として中学生の食品衛生教室を実施している。
- ・お知らせ事項
 - ①委員の任期が8月で切れるので、引き続きお願いする方向でお諮り願いたい。
→ 座長から委員に確認し、全員了承
 - ②食品安全に関する法的整備について、食品安全基本法が15年5月に公布されたこと、食品衛生法等関係法令の改正が行われたことを紹介。
- ・この協議会は、リスクコミュニケーションの場としても重要な役割があると考えている。

○座長（杉山学長）

- ・リスクコミュニケーションは、消費者にとって安全安心な食品を考える上で、今後、大きな課題と思う。
- ・良い意見がたくさん出たので、事務局の方でもご尽力をお願いしたい。
- ・ほかに何か、ご意見はありませんか。

○岐阜県生活協同組合連合会（吉田専務理事）

- ・食品基本法が制定されたこともあり、ぜひ岐阜県及び岐阜市で食品安全条例を作ってほしい。この協議会をリスクコミュニケーションの場をして位置づけるとすれば、条例案の内容についても検討することを要望する。

○岐阜県栄養士会（上田副会長） 閉会の挨拶

今日の意見の中で目立ったのは、クリーン農業や表示の取り組みについて、いかに多くの人に知ってもらおうかという点で、その難しさを感じました。フローアの方からも貴重なご意見をいただき、ホームページだけではなく、様々な媒体を利用してPRしていくことが大切である。それぞれの立場から取組んでいきたいと思う。